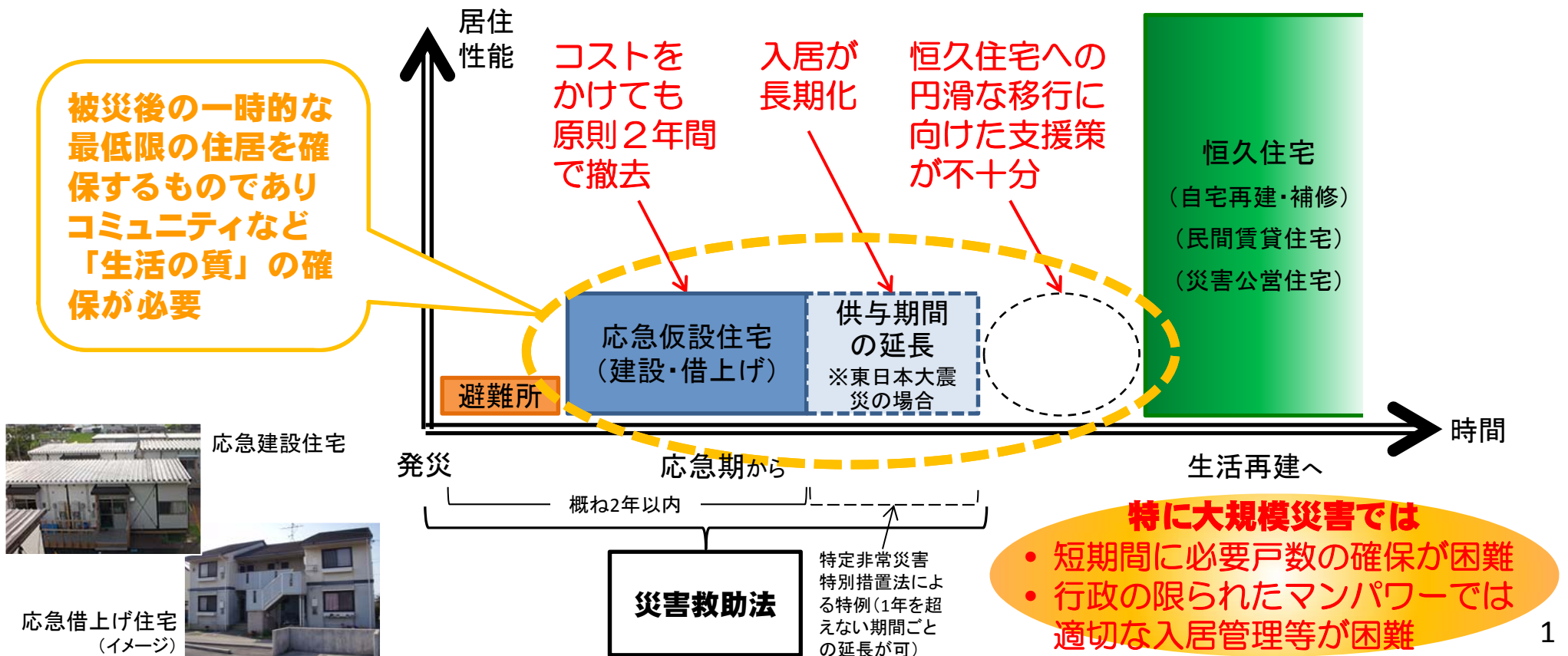


現状と課題

（恒久住宅への移行までの全体的な課題）

- 応急仮設住宅は、住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、「最低限の広さ・機能の住まい」を「短期間」供与することにより、「被災者の保護」と「社会秩序の保全」を図ろうとするもの
- 通常はコストをかけても原則2年間で解体撤去（改修して利活用したり、恒久住宅の建設を同時並行で進めた例あり）
- 東日本大震災では、入居期間が長期化せざるを得ず、日常生活の場として応急仮設住宅の質が向上
- 大規模災害時の膨大な応急住宅需要（広域避難を含む）に対して、大量の空き家が存在する大都市等における民間賃貸住宅の活用や、行政の限られたマンパワーで適切な入居管理等を行えるよう民間事業者等との連携強化が求められている
- 応急仮設住宅への入居後は救助が必要な状況は解消されたと考えられ、恒久住宅への円滑な移行に向けた支援が不十分

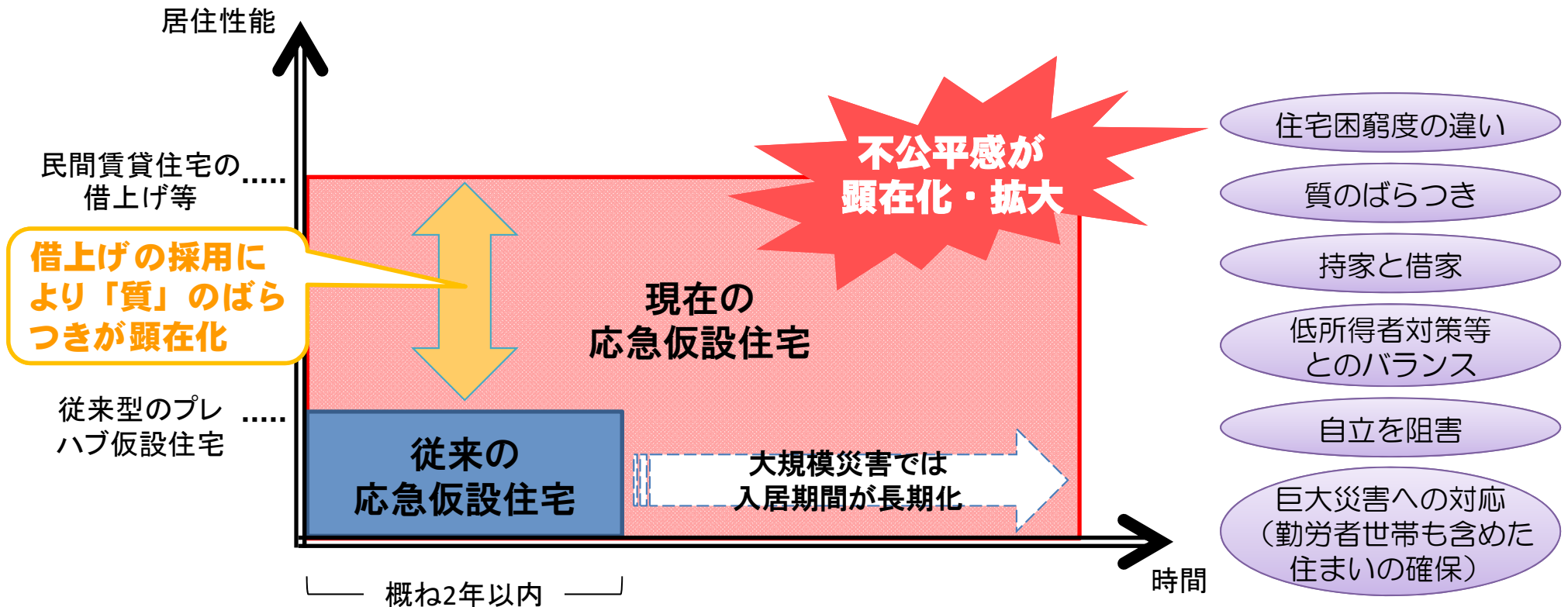


「被災者の住まいの確保策に関する委員の意見整理」概要（案）②

現状と課題

（現行の応急仮設住宅の問題点）

- 大規模災害の場合には災害発生直後の混乱が大きいため、住家被害の調査も直ちに行えるわけではなく、また資産の被害や被災後の所得の変化等も勘案すると、入居時点では住家の被害程度や資力の厳格な審査が困難
- 東日本大震災では、膨大な戸数を供給をするため、「従来型の応急仮設住宅の建設」と「民間賃貸住宅等の借上げ」を併用する必要が生じ、サービスの質に大きなばらつきが発生
- 入居の長期化に伴い、「資力」「質」「持家/借家」「低所得者対策等とのバランス」など様々な面で不公平感が顕在化・拡大
- 長期間無償の応急仮設住宅を供与していることで、かえって被災者の自立を阻害しているおそれ
- 首都直下地震等の巨大災害では、圧倒的な住宅不足が予測されるため、勤労者世帯も含めた住まいの確保が大きな課題



主な委員意見

1 応急仮設住宅

(1) 応急仮設住宅の位置付け等

- 自分の意志で住宅を選択できる条件が整うまでの間の居場所を確保することが、仮住まい制度の役割ではないか。
- 応急仮設住宅の供与と災害公営住宅などの住宅供給を一体的に捉える必要がある。
- 応急仮設住宅を災害救助法から外し、復旧期の法制度として別途創設すべき。
- 応急建設住宅に加え、将来、公営住宅に転用できるような応急住宅、応急借上住宅等の多様な住まい方の選択肢を提供する仕組みが必要。この際、応急建設住宅と応急借上げ住宅との間でサービス水準を揃え、イコールフットイングを確保する必要がある。

(2) 「現物給付」の在り方

- 現物給付は地方公共団体の事務負担が大きい。現金給付とし、応急仮設住宅や民間賃貸住宅に使えるようにすることが適切ではないか。この際、給付額に上限を設け、それを上回る分は自己負担とすることを考えるべきである。
- 現金給付とする場合、住宅所有者と被災者の契約となり、家賃と給付額の差額の滞納リスクや退去時の問題といった支障が生じる可能性がある。また、地方公共団体等があらかじめ住宅確保要配慮者を把握し、災害時に住まいを確保できるよう支援する仕組みが必要。

(3) 資力要件や他の施策（低所得者対策等）とのバランス

- 大規模災害の場合、発災直後は一律に被災者を応急仮設住宅に入居させ、一定期間経過後に資力調査をすることとしてはどうか。
- 入居者には働いていないが高級車を所有している方も見受けられ、支援を継続する方と自力再建していただく方を分けていくことが必要。

(4) 民間賃貸住宅の活用の在り方

- 供与期間終了後の解体撤去が不要であること等から、基本的には民間賃貸住宅を活用すべき。
- 高齢者は平時でも賃貸住宅に入居することが難しい上、災害時には自ら民間賃貸住宅を探すことが難しい。

(5) 恒久住宅への移行の在り方

- 応急仮設住宅の「終了期限」は、出口（移行先）が見えないと決められない。大規模災害の場合は、一定の期限をあらかじめ定め、「終了期限」を状況に応じて延長するなど全体的な再建の道筋を考慮した取扱いとすることが現実的。
- アメリカでは、借家人は支援の対象外である。借家人であった被災者がアパートが復旧し始めても無償のままということには疑問がある。

2 住宅の応急修理

- 大規模地震の場合には、現物給付では対応できない。バウチャーの活用等もう少し市場を活用する方策に変えていく必要がある。
- 被災者生活再建支援制度と応急修理を一本化することが望ましい。
- 被災者が悪徳業者と契約することのないよう、建築関係団体と連携してアドバイスできる仕組みが必要。

3 相談・情報提供等

- メニューが多様化すると被災者によっては理解が難しい方もいるため、相談、情報提供機能を強化することが重要
- 被災者の生活再建の全体像を理解してカウンセリングできる人材が少ないため、研修や相談員の育成が必要。

「被災者の住まいの確保策に関する委員の意見整理」概要（案）④

今後の方向性

○ 今回の検討テーマは、

① 応急仮設住宅の位置付けや「現物給付」の在り方

② 資力要件や他の施策(低所得者対策等)とのバランス

③ 恒久住宅への移行の在り方

④ 住宅の応急修理の在り方

など根本的かつ広範な内容を対象としており、被災者に与える影響も少なくないと考えられることから、WG委員意見を踏まえ、今後、各界各層における幅広い議論を喚起し、法制度面を含めてさらなる検討を行うことにより、応急仮設住宅等の在り方を見直し、恒久住宅への円滑な移行に向けた「総合的な支援」を実施するべきである。

○ ただし、南海トラフ地震や首都直下地震の発生が懸念されることから、その際の膨大な応急住宅需要に対応するため、次の事項については、早急に推進すべきものと考える。

(1) 平常時における取組の充実

- 都道府県による応急建設住宅用地の確保、応急借上げ住宅として空き家・空室を提供する意思のある住宅所有者の把握の促進
- 都道府県間の広域連携の推進
- 都道府県間における空き家・空室情報の提供方法、応急仮設住宅の仕様に関するこれまでの事例の周知等

(2) 民間賃貸住宅の積極的な活用と災害の特性等に応じた供与方法の選択

- 応急借上げ住宅の積極的な活用の促進
- 従前の地域コミュニティの維持、入居管理の適正な実施、大規模災害が発生した場合における応急仮設住宅の「終了期限」の考え方の周知等、基金等を活用した恒久住宅への円滑な移行の推進
- 応急建設住宅の有効利用、応急仮設住宅と恒久住宅の同時並行での建設
- これまでの先進的な取組事例のとりまとめ・周知

(3) 民間事業者等との積極的な連携の推進

- 民間事業者等との連携に関する先進的な取組事例のとりまとめ・周知
- 都道府県単位を超えた空き家・空室情報の収集・提供体制の構築、応急仮設住宅管理業務の幅広い外部委託等

(4) 被災者の住まいの確保に関する相談・情報提供体制の構築

- 被災者の住まいの確保の全体像を理解してカウンセリングできる人材の育成
- 被災者の住まいの確保について各方面の専門家が連携してトータルな対応ができる相談・情報提供体制の整備